

輸血を拒否される方に対する当院の基本方針

静岡市立清水病院は日常診療において必要最小限の輸血となるよう努力をしておりますが、手術・治療にあたって生命の危機が生じ医療上の観点から輸血せざるを得ないと判断した場合においては、輸血を拒否される方に対しても輸血を実施する「**相対的無輸血**」を基本方針としています。

1. 個人的な理由により輸血を拒否する方に対しては、患者さん個人の権利を尊重し、可能な限り輸血に代わる手段をもって最善の治療を行うよう努力します。
2. 輸血を拒否される方も他の患者さんと区別することなく診療いたしますが、治療に先立ち、輸血をおこなわないことにより多くの危機が予測される場合は、当院の「相対的無輸血」の方針に基づき、輸血の必要性および輸血をおこなわないことで生じる事態について十分に説明し、ご理解をいただくよう努めます。
3. 当院の「相対的無輸血」の方針に同意いただけない場合や、いかなる状況でも輸血を拒否される「絶対的無輸血」を希望される場合は、ご希望に沿った治療が可能な他医療機関への転院をおすすめします。
4. 救急搬送された場合や院内での予期せぬ急変の場合など、救命のために輸血が必要と判断したときは同意がなくても輸血を実施します。
5. 「免責証明書」等、絶対的無輸血治療に同意する文書には署名いたしません。

「相対的無輸血」と「絶対的無輸血」について

相対的無輸血

- 輸血拒否の意思を尊重し可能な限り無輸血治療に努力するが、輸血以外に救命手段がない事態になった場合は、やむを得ず輸血を行うという考え方

絶対的無輸血

- 輸血以外に救命手段がない事態になっても、患者さんの輸血拒否の意思を尊重し輸血はしないという考え方